

「政府による避難区域等の見直し等に係る中間指針第二次追補のイメージ  
(案)」についての意見

原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会

1 避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域についての避難費用及び  
慰謝料の終期（第2(1)①ii及び②iv／第2(2)①ii）

避難費用及び慰謝料の終期を現時点で定めることには、反対である。

避難費用及び慰謝料の終期（避難指示等の解除から相当期間経過後の「相当期間」）は、自宅に居住可能になることだけではなく、そこで必要な収入を得られる状態になることを基本に考えるべきである。

避難指示解除準備区域の住民は、現段階では、どこで事業の再開又は就職をするのが適当か（地元か、避難先か、移住先か）、決断できない状況にある。自宅に居住可能になっただけでは、そこで収入が確保できるかどうか分からないからである。また、避難指示解除準備区域の避難解除の発令が、どのような状況下で行われるかも、現段階では予測し難い（住民との十分な協議を踏まえてという要件があるとしても、予測し難いことに変わりはない。）。このような状況の下で一律の終期を定めると、将来、当センターにおいて、法律の趣旨に沿った適切な和解案を示せなくなることが危惧される。

旧緊急時避難準備区域の現状は、当センターへの申立事件からうかがわれるところによれば、次のとおりである。原発事故が原因で、人口が十分に回復しておらず、物流が悪化し、隣接する旧警戒区域のかなりの部分が今後も無人のエリアとなるため、商圈の十分な回復や経済活動の活発化は期待できない状況にある。求人（アルバイト的なものを除く。）は十分でない。長期入院が困難で、分娩施設や小児科がないなど、医療体制への不安が強く、介護士がおらず在宅介護が貧弱で、重度の要介護者の受入れ施設はないなど、高齢者、妊婦や子供がいる世帯が自宅に戻りづらい。要介護者のうち寝たきり患者は、避難したままの状態である。放射線量リスクに対する不安も強い。このような事情によれば、今後も避難を続けざるを得ない者が相当数いる。このような状況の下で一律の終期を定めると、将来、当センターにおいて、法律の趣旨に沿った適切な和解案を示せなくなることが危惧される。

2 避難慰謝料の額（第2(1)②iiiア／第2(2)②ii）

避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域の第3期の慰謝料は、当面は、第2期と同様とする（月額10万円）のが相当である。当センターへの申立事件からうかがわれるところによれば、避難中の被害者は、自宅に戻っても従前と同様の収入が獲得できるのか分からないのが現状であり、原発事故に起因する将来の生活への不安は減少していないからである。また、避難指示解除準備区域に指定されただけでは、避難指示解除の時期がいつになるのか不明であり、将来の計画が立てられない状態にあるからである。

3 就労不能等に伴う損害（第2(4)②i）

1及び2に記載したのと同様の理由から、現時点において、終期を「原則として、本件事故発生から〇年」と定めることには、反対である。案2に賛成する。

4 一括金について（第2(1)②iiiウ）

帰還困難区域の住民に対する今後の慰謝料を一括金で定める場合には、最低でも、従来の月額10万円の慰謝料の5～10年分程度の額が必要である。本件事故による居住不可能な地域の発生は、過去に例のない大規模なもので、従前の居住地と全く離れた地域への移住を余儀なくされ、従前のコミュニティや商圈の復活も困難となるなど、巨大かつ苛酷な被害である。このような事情を考慮すると、避難生活から新たな生活に踏み出し、新たな生活を軌道にのせるためには、通常は5年前後の期間が必要であり、さらに新たな生活基盤を作るためにまとまった多額の資金が必要となるのが通例であるからである。最高裁判例や下級審裁判例の中には、本件事故と同程度の巨大かつ苛酷な被害を取り扱ったものは存在せず、参照すべき適切な先例はないと言わざるを得ない。

なお、近年の低金利状態を考慮すると、被害者に一括金の適切な運用を期待することは無理であるから、いわゆる中間利息控除はすべきでない。